

子育て支援制度

助成金関係



◆児童手当

中学校卒業（15歳に達した最初の3月31日）までの児童を養育している方が対象となります。

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

*「第3子以降」とは高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

手当の支給には所得制限があり、その限度額を超えた場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円を支給します。

支給時期は6月、10月、2月に、それぞれの前4か月分が支給されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

◆出産祝金支給事業

紀宝町住民基本台帳に1年以上登録されている方で、現に2子以上を養育し、第3子以上を出産し養育する方、またはその配偶者でかつ継続して本町に住所を有する方が対象となります。

第3子の出生が10万円、第4子以上が30万円となっています。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆児童扶養手当

父（母）がいない家庭、父（母）が重度の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満の児童などを扶養している方が対象となります。

支給額

区分	手当月額（児童1人のとき）
全部支給の方	42,330円
一部支給の方	所得に応じて42,320円から9,990円までの10円単位の額

2人目は対象額に5,000円を加算し、3人目以降は、1人につき3,000円ずつ加算となっています。

支給時期は4月、8月、12月に、それぞれの前4か月分が支給されます。

*所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方が対象となります。

支給額

障害等級	手当月額（児童1人のとき）
1級	51,500円
2級	34,300円

支給時期は4月、8月、11月にそれぞれの前4か月分が支給されます。（ただし、11月は支払月分も含めます。）

*所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆チャイルドシート助成事業

紀宝町に引き続き3か月以上住所を有する保護者が対象となります。チャイルドシートの購入価格に2分の1を乗じて得た額とし、最高限度額を10,000円とします。(100円未満は切り捨て) 幼児1人に対し1回を限度とします。

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)

◆子ども医療費助成

高校3年生までの子どもを対象とし、保険診療の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)



◆一人親家庭等医療費助成

18歳年度末までの児童を扶養している一人親家庭の父または母およびその児童を対象とし、保険診療の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)

◆一人親家庭小学校入学祝い金

一人親家庭の方で、小学校の入学を迎えられたお子様に対し、入学祝金を贈ります。

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)

◆障がい児福祉手当

20歳未満の重度の障がい児(常時特別の介護を必要とする者)の方が対象となります。

支給額は月額14,600円で、支給月は、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前3か月分が支給されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)



◆障がい者医療費助成

身体障がい者手帳1～3級の認定を受けた方、療育手帳AまたはB1中度の認定を受けた方の保険診療の自己負担分を助成します。

精神障がい者保健福祉手帳1級の認定を受けた方の通院に係る保険診療の自己負担分を助成します。所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)

◆就学援助制度（小・中学校）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食（牛乳を含む）、修学旅行などの就学費用を援助しています。

▶詳しくは、教育委員会まで。(☎33-0341)



◆若者の住宅取得支援固定資産税の軽減

若者の定住化対策の一環として、固定資産税の特例を条例で定めています。

【対象者】紀宝町内に床面積50平方メートル以上120平方メートル未満の住宅を新築し、翌年の1月1日現在で紀宝町に住民登録している年齢40歳未満の人。

【内容】固定資産税の家屋部分の税率は、3年間については個人の負担は4分の1、その後の5年間については、個人負担が2分に1に軽減されます。

▶詳しくは、役場税務住民課まで。(☎33-0337)

◆特定不妊治療費助成事業

子どもを安心して生み、健やかに育てることのできる環境づくりを推進するため、医療保険が適用されず高額に医療費がかかる体外受精と、顕微授精の治療費の一部を助成しています。

【対象】特定不妊治療（体外受精・顕微授精）

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)



◆男性不妊治療費助成事業

男性を対象とする不妊治療（特定不妊治療の一環として実施するもの）について、治療費の一部を助成しています。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

◆第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

特定不妊治療助成を上限回数まで利用した場合、第2子以降の特定不妊治療費に対して、助成回数の追加があります。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



◆不育症治療費等助成事業

保険適用外の不育症治療費および検査費の一部を助成しています。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

◆一般不妊治療費助成事業

保険適用外の人工授精に要する治療費の一部を助成しています。

※対象となる医療機関については、事前にお問合わせの上、ご確認ください

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

◆任意予防接種費補助金事業

任意接種は原則自己負担のワクチンです。町では接種料金の一部を補助する制度があります。対象者や対象となるワクチンについては、お問合せください。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



保 健 関 係



◆母子健康手帳交付（親子健康手帳）

母子健康手帳は母と子の健康を守るため、妊婦健診やお子さんの健診、予防接種の記録等を記入する大切な手帳です。

交付の祭に、保健師が健康相談に応じたり、今後の母子保健サービスについて説明を行います。

【発行場所】保健センター 健康づくり推進課

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



◆妊婦健康診査・乳児健康診査助成

母子健康手帳と同時に、「母子保健のしおり」を発行しています。

【①妊婦健康診査】

妊婦の健康管理の充実と、経済的負担の軽減を図るため、基本的な妊婦健康診査費用の助成を行います。三重県内、および新宮市内の産婦人科医院、病院で受診することができます。

【②乳児健康診査】

満4か月児、満10か月児の健診受診券で三重県内、および新宮市内の一部医療機関で受診することができます。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



◆乳幼児健康診査および保健指導

乳幼児の健全な成長、発達を促進していくため、乳幼児健診、保健指導を実施します。

4か月児健診	毎月1回（第1月曜日）
10か月児健診	毎月1回（第1月曜日）
1歳8か月児健診	偶数月（第2木曜日）
3歳6か月児健診	奇数月（第2木曜日）

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



◆ 歯科健康診査およびフッ化物歯面塗布

下記の健診対象者に歯科健康診査、フッ化物歯面塗布（希望者）を実施、乳幼児期から歯と口の健康について、関心を持った子育てを応援させてもらっています。

1歳2か月児歯科健診	年6回
1歳8か月児歯科健診	年4回
2歳児歯科健診	年4回
2歳6か月児歯科健診	年4回
3歳6か月児歯科健診	年4回



▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

◆ 予防接種

出生届の情報をもとに、生後2か月頃保護者あてに「予防接種」のお知らせを行います。また、予防接種に関する相談を受け付けします。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

◆ 産後ケア事業

出産後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、県と町の補助と自己負担により、町が委託契約した産院において、宿泊型・通所型・訪問型によるケアサービスを受けることができます。

【対象者】産後、家族などから十分な家事、育児等の援助が受けられない産婦及びその子で、産婦に心身の不調または育児不安等がある者

▶詳しくは、福祉課または健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

相談・教室関係



◆妊婦全戸訪問事業

妊婦さんを対象に保健師が訪問し、妊娠・出産・育児の相談、情報提供を行います。

【対象】町内在住の全ての妊婦

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)

◆出生後2週間目全戸電話相談

出生届・出生連絡票の情報をもとに、保健師がご自宅に電話をし、産後の相談に応じます。

【対象】生後2週間から1ヶ月までの乳児のいるすべての家庭

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)

◆転入時訪問事業

紀宝町に転入された乳幼児のいる家庭に、保健師と保育士が訪問し、子育てについての情報提供を行います。

【対象】紀宝町に転入された、乳幼児（未就園児）のいる家庭

▶詳しくは、健康づくり推進課または子育て支援センターまで。

◆すくすく育児相談

子どもの成長や発達など、育児に関する相談の場です。また、乳幼児健診後の経過観察として、必要に応じ専門機関につないでいます。

【開催】毎月1回（第4水曜日）要予約

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)

◆こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。

【対象】生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)



◆プレママ教室

妊婦さんが安心して妊娠期を過ごし、出産が迎えられるように、保健師、管理栄養士、歯科衛生士のそれぞれの立場から指導、アドバイスを行います。ほか、夫の育児参加についてや、先輩ママとの交流の時間を設け、妊婦さん同士のつながりを大切にしていける機会としています。

【開催】年4回（3日間を1クールとする）

【対象者】町内在住の妊婦とその家族

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



◆ブックスタート事業

図書館司書を中心に、「絵本」の読み聞かせをとおして、親子が温かく楽しい時間を作ることを応援する事業です。「ブックスタート参加券」と引き換えに絵本のプレゼントがあります。

【開催】毎月1回（4か月健診時に同時開催）

【対象】生後4か月児とその家族

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）

◆子育て支援講座

年に2～3回ブックスタートのフォローアップ事業として、妊娠中の方と乳幼児から小学生の保護者の方を対象に子育て支援講座を開催しています。

生まれてくる赤ちゃんのために簡単な手作りおもちゃをつくりながら、「子育ての知恵」がいろいろ学べる講座や、子育てに絵本を上手に活用して、学べる講座を開催しています。

▶詳しくは、鵜殿図書館まで。（☎32-4646）

◆家庭訪問

支援が必要な乳幼児および希望者を対象に、随時家庭訪問を行っています。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。（☎32-3700）



◆巡回児童相談

お子さんの成長・発達に関して相談できます。

【関係機関】 紀州児童相談所

【開催】 毎月1回、第3水曜日時間予約制

【実施場所】 保健センター

*当日は、紀州児童相談所・児童心理士が保健センターへ来所

【申込み先】 健康づくり推進課

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)



◆7, 8か月離乳食教室

管理栄養士による調理実習を通して、月齢に合った固さや食べ方を知っていただくことを目的としています。歯科衛生士による乳歯の生え方に合わせた離乳食についてのお話もあります。子育て支援センターの協力のもと、参加しやすい環境づくりを目指しています。

【開催】 2か月に1回(偶数月)

【対象】・生後7・8か月児とその家族

・妊婦さんの参加も可能です

▶個別の通知があります。詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)

◆親子教室

通園めだかの協力のもと、小集団の中で保育をとおして、親子が共に成長できる場を提供していきます。

【開催】 毎月2回(第1・3木曜日)

【対象】 子育てに不安等を持つ親子

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)



◆発達支援が必要な子どもの相談

発育・発達が気になる子どもや保育所、幼稚園、学校で支援が必要な子どもについて、小児発達専門医やリハビリ専門員や発達相談員などが相談に応じます。

【主催】

- 紀南地域母子保健医療推進協議会

紀南地域母子保健医療推進協議会では、紀南地域の子どもたちが、いききと健やかに育つように、紀宝町、熊野市、御浜町、三重県、三重大学、医療機関等が一緒になって子育てを支援しています。

▶詳しくは、健康づくり推進課まで。(☎32-3700)

◆図書館「おはなし会」

図書館では、毎月1回第4土曜日に、赤ちゃんから小学生を対象に「おはなし会」を開催しています。ボランティアの方たちと職員が、紙芝居や「わらべうた」・絵本のよみきかせを行い、ブックスタート事業と関連して、乳幼児期からより一層、本に親しめるような環境づくりに努めています。

★赤ちゃんのおはなし会

(0歳児対象) 午前10時～10時30分

(1歳児以上対象) 午前11時～11時30分

☆おはなし会(3歳児以上対象) 午後1時30分～2時

★おはなし会(小学生対象) 午後2時～2時30分

▶詳しくは、鶴殿図書館まで。(☎32-4646)



◆長期休業中の学習教室(サマースクール・ウィンタースクール)

長期休業中に学習時間を設定することによって、有意義な長期休業の過ごし方につなげるとともに、講師が児童一人ひとりに応じた個別の自主学習の支援を行う。

【場所・対象】 場所(未定) 町内小学校1学年～6学年の希望する児童

【時間・期間】 9:30～11:30

(予定) 平成28年7月21日～8月31日のうち20日間

(予定) 平成28年12月24日～平成29年1月7日のうち5日間

▶詳しくは、教育委員会まで。(☎33-0341)

◆放課後の学習事業（放課後学習サポートスクール）

町内小学校において、授業日の放課後に（週2回予定）学習時間を設け、講師が児童一人ひとりに応じた個別の自主学習の支援を行う。

【場所・対象】各小学校 町内小学校1学年～6学年の希望する児童

【時間・期間】14：30～下校時刻まで

（予定）平成28年6月1日～平成29年3月25日

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）



障がいのある子供・家庭への支援



◆障がい児福祉手当

20歳未満の重度の障がい児（常時特別の介護を必要とする者）の方が対象となります。

支給額は月額14,600円で、支給月は、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前3か月分が支給されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆障がい者医療費助成

身体障がい者手帳1～3級の認定を受けた方、療育手帳AまたはB1中度の認定を受けた方の保険診療の自己負担分を助成します。

精神障がい者保健福祉手帳1級の認定を受けた方の通院に係る保険診療の自己負担分を助成します。所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

◆特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方が対象となります。

支給額

障害等級	手当月額（児童1人のとき）
1級	51,500円
2級	34,300円

支給時期は4月、8月、11月にそれぞれの前4か月分が支給されます。（ただし、11月は支払月分も含めます。）

*所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆就学奨励費

経済的負担能力の程度に応じて就学に必要な経費の一部を補助します。

【対象】

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等

▶詳しくは、教育委員会まで。(☎ 33-0341)



◆補装具給付費

身体上の障がい等を補うための用具（補装具）の交付および修理にかかる費用を支給します。（支給される用具は、等級や障がい種別により異なります。）

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの方

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎ 33-0339)

◆介護給付費等

障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、生活介護、自立訓練、放課後等デイサービスなど）を提供します。

【対象】 障害者総合支援法の規定により支給決定を受けた障がいのある方

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎ 33-0339)

◆日中一時支援事業

障がいのあるお子さんの預かりなど日中、一時的に支援します。

【対象】 障害者総合支援法の規定により支給決定を受けた障がいのある方

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎ 33-0339)

◆移動支援事業

社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動を支援します。

【対象】 屋外での移動が困難な障がい者や障がいのある子ども

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎ 33-0339)



◆日常生活用具給付費

日常生活上の便宜を図るために特殊寝台や入浴補助用具などを給付します。

【対象】 重度の障がい者等

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)

◆療育手帳

児童相談所または障害者相談支援センターで知的障がいがあると判定された児(者)に交付されます。この手帳の交付によって、知的障害者福祉法に定めるサービスを受けることができます。

▶詳しくは、福祉課または健康づくり推進課まで。(☎32-3700)



◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法の定める各種のサービスを受けるためには、身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。手帳を受けるには、交付申請書に指定を受けた医師の診断書、写真を添付し提出することで、交付されます。

▶詳しくは、福祉課まで。(☎33-0339)



一人親家庭への支援



◆児童扶養手当

父（母）がいない家庭、父（母）が重度の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満の児童などを扶養している方が対象となります。

支給額

区分	手当月額（児童1人のとき）
全部支給の方	42,330円
一部支給の方	所得に応じて42,320円から9,990円までの10円単位の額

2人目は対象額に5,000円を加算し、3人目以降は、1人につき3,000円ずつ加算となっています。

支給時期は4月、8月、12月に、それぞれの前4か月分が支給されます。

*所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆一人親家庭等医療費助成

18歳年度末までの児童を扶養している一人親家庭の父または母およびその児童を対象とし、保険診療の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

◆一人親家庭小学校入学祝い金

一人親家庭の方で、小学校の入学を迎えられたお子様に対し、入学祝金を贈ります。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

◆就学援助制度（小・中学校）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食（牛乳を含む）、修学旅行などの修学費用を援助しています。

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）

◆高等職業訓練促進給付金

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に支給します。

*支給額や手続きは、お問合せください。

【対象】 母子家庭の母、父子家庭の父

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)

◆母子、父子および寡婦福祉資金貸付

自立を助けるため、低利または無利子で修学資金・就学支度資金・生活資金など資金を貸し付けます。

【対象】 母子、父子家庭や寡婦家庭

▶詳しくは、役場福祉課まで。(☎33-0339)



子どもを預ける場所通う場所がありますか



◆保育所

保育所は、保護者が働いている場合や病気などの理由で、家庭で保育ができない場合にお子さんを保育する児童福祉施設です。

●入所の条件

保護者のいずれもが次の事由のいずれかに該当するため、家庭で保育ができないと認められる場合です。

① フルタイム、パートタイムなど基準の時間数を超えて就労をしている。
② 妊娠中であるか、または出産して間がないとき。
③ 児童の保護者が病気にかかったり、負傷または心身に障がいがあること。
④ 児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいて、保護者がいつも看護に当たっている。
⑤ 震災、風水害、火災、そのほかの災害の復旧にあたっている。
⑥ 起業準備を含む求職活動を行っている。
⑦ 就学（職業訓練所等における職業訓練を含む）している。

●保育時間

・通常の保育時間

平日が午前8時30分から午後4時30分、土曜日が午前8時30分から正午まで。

・長時間保育時間

午前7時30分から8時30分までと、午後4時30分から6時まで。

●申し込み手続き

・各保育所、役場福祉課に備え付けの入所申込書・支給認定申請書に必要事項を記入のうえ、希望する保育所、または福祉課へ提出してください。4月1日入所希望の児童は広報紙で募集します。

・年度途中から入所を希望する児童については、福祉課までお問い合わせください。

●保育料

・保育料は児童の年齢及び前年度および当該年度の町民税の額により金額を決定します。

・2人以上の児童が入所している場合、多子世帯・ひとり親世帯等で所得基準を満たす方は保育料の減免があります。

●保育施設一覧

施設名		所在地	入所可能 児童年齢
相野谷保育所	34-0542	井内123	1～5歳児
成川保育所	22-4932	成川791-1	1～5歳児
飯盛保育所	21-2454	成川106-4	0～5歳児
鶯殿保育所	32-0101	鶯殿1190	1～5歳児
井田保育所	32-2014	井田1609-6	1～5歳児

◆うどの幼稚園

幼稚園は、幼児教育を行う教育機関です。町内、4歳児と5歳児が対象となります。

●日課（時間）

・月～金曜日の午前8時10分登園。4歳児は午後2時に降園。5歳児は午後2時10分に降園。※土曜日、日曜日、祝日は休業です。また、夏季、冬季、春季には長期休業があります。小学校とほぼ同様です。

・預かり保育 月曜～金曜日は教育時間終了後から最長午後4時まで。夏季・冬季休業期間は午前8時10分から正午まで。

※短縮教育日、8月12日から16日、12月29日から1月4日、春季休業期間は実施しません。

●申し込み手続き

教育委員会、うどの幼稚園に備え付けの入園申込書・支給認定申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会へ提出してください

●募集定員

4歳児 20人 5歳児 60人

※制服があります

●保育料および給食費

・1か月5,500円（年間66,000円）。1食260円（牛乳代を含む）※幼稚園の指導方針に基づき、お弁当の日もあります。

※町民税の課税状況や、兄または姉の有無によっては、保育料が減免となる場合があります。

・預かり保育 1ヶ月2,000円（年間24,000円）と預かり保育1回につき、おやつ代50円

●通園

原則として徒歩通園です。遠方の方は、保護者の責任で送迎をお願いします。4歳児については、体力・安全面から送迎をお願いします。

◆児童発達支援センター 通園めだか

●通園めだかは・・・

発達がゆっくりな子どもや、何らかのつまずきで成長や発達が気になる子どもを対象に、保育・療育をしています。

子ども達は、お母さんと離れ保育者と共に、毎日の生活や楽しいあそびを通して、生活リズムや基本的な生活習慣を確立し、子ども自身が主人公として、豊かに活動することを目指しています。

週1回親子保育を行ない、子どもの成長を保育者と保護者で確認しあい、ともに学びあう喜びあう関係を築いていきます。

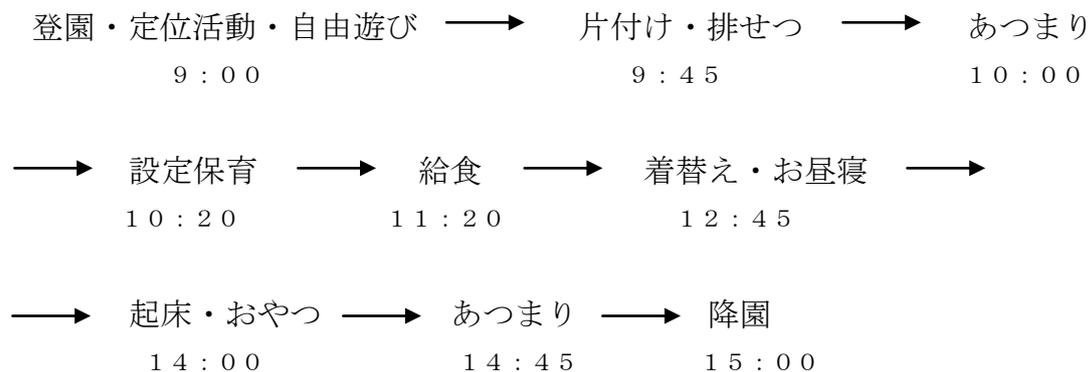
●大切にしている保育内容・・・

・道具を使ったあそびや活動、毎日の散歩や外遊び、音楽リズムや絵本の読み聞かせ、手遊びなどを多く取り入れた保育や療育

・子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育や療育

・就園や就学について、保育者とともに学習し考え、見学や体験入園・体験入学などの取り組みを通して、より良い進路選択の情報を提供する

通園めだかの日・・・



●開所日時・通園方法は・・

*月曜日から金曜日 午前9時から午後3時

*送迎は基本的に保護者の方でお願いします。運転できない等通園方法でお困りの方は、ご相談下さい。

●費用は・・

*在住の市町村が定めた額となります。

*給食費などの実費については、別途ご負担していただきます。

●子育て相談事業

子どもの育ちでの不安や、悩みごとがあれば、お気軽にご相談下さい。専門のスタッフがアドバイスいたします。

●入園に際して・・

直接お越しいただいても構いませんが、町の保健師さんや福祉の窓口にご相談していただいても構いません。入園には、児童発達支援センター・通所受給者証の交付が必要となります。

●問い合わせ先・・

児童発達支援センター 通園めだか

TEL 0735-28-0020

◆子育て支援センター

紀宝町子育て支援センターでは、経験豊かな保育士が常駐して、子育て中の親子に遊び場を提供し、育児についての相談、育児情報の提供など、地域の子育て家庭に対しての育児支援を行っています。

●開設日

開設時間	月	火	水	木	金
午前9:00～12:00	○	○	○	△ ※1	○
午後1:30～4:00	○	○	○	×	○

※1 第1・第3木曜日は定休日。第2木曜日は「公園で遊ぼう」、
第4木曜日は「子育て&ママサークルおたのしみ会」を実施。

事業名	内容	日にち
公園で遊ぼう	まなびの郷横公園で、のびのびと体を動かして、 野外での遊びを楽しみます。	第2木曜日 (午前)
子育て&ママサークル おたのしみ会	子育て支援センターとママサークルが連携して親子 で楽しめる、おたのしみ会を開催します。	第4木曜日 (午前)

●お問い合わせ

紀宝町子育て支援センター【保健センター（紀宝町神内）2階】

TEL：0735-32-4688

◆ファミリー・サポート・センター

ファミサポは、子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人（サポート会員）を紹介し、地域で子育てをサポートします。

●サポート内容

- ・保育所、幼稚園等（小学校、放課後児童クラブなどを含む）までの送迎
- ・保育所等の開始前および終了後の預かり
- ・保護者の病気や冠婚葬祭などの急用の場合や、買い物等外出時の預かり
- ・子どもが軽度の病気の場合の緊急的な預かり など

※子どもを預かる場合は、基本的にサポート会員の自宅で行います。

● 料金

基本預かりの場合（1時間あたり）

時 間	平 日	土日祝
9時～17時	400円	600円
6時～9時／17時～22時	500円	700円

- ・ 料金は、活動終了後に依頼会員がサポート会員に直接支払います。
- ・ 緊急で軽度の病児・病後児（保育所で発熱し緊急にお迎えが必要になった子ども等）の預かりの場合は、基本預かりの料金に100円が上乗せされます。
- ・ 1人のサポート会員に、兄弟姉妹等預ける場合は、2人目からは半額です。
- ・ ひとり親家庭、多子世帯(お子さんが3人以上の世帯)は、基本料金から200円を減免。
- ・ 子どもの送迎に伴い、サポート会員に交通費の負担をかけた場合は、実費をお支払いください。
- ・ 子どもの食事（ミルク含む）・おやつ・オムツ等は、依頼会員が用意してください。

● 会員の条件

【依頼会員】 紀宝町内に在住し、おおむね生後6か月から小学6年生以下のお子さん
がいる方

里帰り出産等をする、おおむね生後6か月から小学6年生以下のお子さん
がいる保護者の方は、紀宝町在住の保護者の父母

【サポート会員】 紀宝町内に在住する20歳以上の方で、ファミサポが実施する講習会
を受けた方

【両方会員】 依頼会員とサポート会員の両方に登録する方

● 申し込み手続き

紀宝町ファミリーサポートセンター【保健センター（紀宝町神内）2階】

TEL：0735-32-4388

◆学童保育

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校児童を対象に、子どもたちの安全な居場所と保護者が安心して預けられる環境の提供を行い、地域とも連携を図りながら、子どもが健やかで豊かに育つことができるように援助を行います。

●募集対象者

- ① 小学校の児童
- ② 放課後家庭が留守になる児童
- ③ 保護者の都合によりどうしても家庭での養育が困難な児童
- ④ その他、保護者の要望により協議し、必要と認めた児童



●利用時間

- ・平日 授業終了～18時
- ・土曜日 8時30分～12時30分（学校がある日はお休みです）
- ・長期休暇 8時30分～18時（土曜日は8時30分～12時30分）

●申し込み手続き

・紀宝町社会福祉協議会、役場福祉課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、社会福祉協議会、または福祉課へ提出してください。4月1日から利用希望の児童は広報紙で募集します。

・年度途中から利用を希望する児童については、社会福祉協議会または福祉課までお問い合わせください。

●利用料

- ・月額 15,000円
- ・長期休暇中は、日額1,200円（土曜日は日額600円）
- ・ひとり親の方は、月額10,500円を減免。

●通所方法

平日については、鵜殿小学校は集団下校、その他の学校は「きほっこ」の方でお迎えします。帰りについては、保護者の方でお願いします。土曜日・長期休暇中の送迎は、保護者の方でお願いします。

◆遊び場開放

小学生を対象に井田公民館と成川旧分庁舎3階で遊び場を開放しています。地域の方に管理人として、施設内で子どもたちの様子を見守ってもらっています。利用する小学生と管理人とが、お互いに利用しやすい遊び場にするために、利用時間等のご確認をお願いします。

●利用時間

- ・平日 午後2時から午後5時

※小学校の長期休業日や井田公民館、成川旧分庁舎で行事等がある場合はお休みです。

お休みなどのお知らせは施設の玄関に掲示を行います。

●利用の方法

- ・施設に備えている名簿に名前を記入します。
- ・遊び場は、子どもたちの自主的な遊びの場を提供することを目的とし、施設内で管理人によるお子さんの預かりは行っていません。
- ・施設内のパソコン、遊び道具は自由に使っていただけますが、施設のものは大切に使うてください。
- ・利用時間終了後は、お子さんがすぐに帰宅するようにお願いします。
- ・施設内では、おやつ、ジュース等の飲食は禁止しています

●利用料

- ・利用は無料です。

相談窓口一覧

※受付日：特に記載がない場合は土・日
祝日、年末年始を除きます。



分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
子育て	子育て相談	子育て支援センター	0735-32-4688	8:30~17:15
こころ	こころの悩みの傾聴	こころの傾聴テレフォン	059-223-5237 059-223-5238	10:00~16:00
	こころの悩みの相談	熊野保健所	0597-89-6115	8:30~17:15
	医療と福祉に関する 相談（相談内容により 担当窓口へ案内）	三重県立こころの 医療センター	059-235-2125	9:00~16:00
子どものこころや発達	子ども家庭相談 （虐待など）	三重県児童相談センター	0597-22-8049	13:00~21:00 （毎日）
		紀州児童相談所	0597-23-3435	8:30~17:15
	子どもの悩みと発達 についての電話相談	児童発達支援センター 通園めだか	0735-28-0020	8:30~17:00
		県立小児心療センター あすなろ学園	相談専用電話 059-235-5556	9:00~12:00 13:00~17:00
	療育に関する相談支援	紀南圏域障害者総合相談 支援センター あしすと	0597-85-4500	8:30~17:00 （月から金）
	幼児から高校生までの 子ども、保護者、 教育関係者（保育を 含む）の相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	9:00~21:00 （月・水・金） 9:00~17:00 （火・木）
子どもの問題行動	少年相談 110 番	三重県警察本部	0120-41-7867	9:00~17:00
	しつけ・教育、非行・ 問題行動、性格・知 能の診断、職業適性、 運転適性等	津少年鑑別所	059-228-3556	9:00~16:00
	子どもの人権 110 番	津地方法務局	0120-007-110	8:30~17:15
	いじめ電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	9:00~24:00 （月から金） 9:00~18:00 （土・日・祝日）

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
家庭内暴力や日常の困りごと	女性の人権ホットライン（女性の人権の相談）	津地方法務局	0570-070-810	8：30～17：15
	女性に関すること （DV 被害など悩み全般）	三重県女性相談所 （配偶者暴力相談支援センター）	059-231-5600	9：00～17：00 （月・水・金） 9：00～20：00 （火・木）
	女性の相談員による 女性のための 電話相談	三重県男女共同参画センター 【フレンテみえ】	相談専用電話 059-233-1133	9：00～12：00 （火～日） 13：00～15：30 （火・金・土・日） 17：00～19：00 （木）
	男性の相談員による		相談専用電話 059-233-1134	17：00～19：00 （第1木）
	男性のための 電話相談		予約ダイヤル 059-233-1131	9：00～19：00 （開館日） 9：00～16：30 （第1木のみ）